

農地利用状況調査（非農地判断）資料集

- 1 農地利用状況調査～全筆調査による非農地判断実施に向けた取組み～・・・1
- 2 農地法の運用について（令和3年6月14日改正）抜粋・・・・・・・・・・10

農地利用状況調査

令和3年6月通知「農地法の運用」対応

～全筆調査による非農地判断実施に向けた取組み～

6月 7日 農地部会（日程及び説明会資料の確定）…通知…→運用反映資料修正（部会長承認）
6月30日まで 協力員選出…協力依頼
7月 6日 農地利用状況調査事前説明会（農業委員・推進委員合同開催）
7月 7日～8月5日 農地利用状況調査（農業委員19名・推進委員22名・協力員38名）
8月31日まで 利用状況調査票（非農地対象地含む）整理期間
9月30日 農地パトロール（農地部会・対象地区推進委員）
10月 7日～28日 農地利用意向調査実施
12月 6日 非農地判断実施（総会で議案上程；7,448筆 2,188,407㎡）

実施日程

令和3年11月1日 新庁舎OPEN



1

令和4年3月

京都府農業委員会等職員研究会
一般社団法人京都府農業会議

京都府のほぼ中央部に位置する京丹波町の概要

- ◆総面積303.09km²の農山村で、総面積の約83%を森林が占める。内陸性気候と日本海式気候の特徴を持ち合わせ、夏は、京都市などの盆地に比べ比較的涼しく、昼夜の寒暖差が大きいのが特徴。風土を生かした質の高い農林産物の宝庫。(黒大豆・小豆・そば・松茸など)
- ◆古くから都と山陰地方を結ぶ交通の要衝として栄え、現在も京阪神などへ1時間台で移動できるなど交通環境に恵まれた地域。
- ◆明治22年の町村制施行時の9つの村が変遷を重ね、平成17年10月11日に丹波町・瑞穂町・和知町が合併し、京丹波町が誕生。
- ◆人口約13,000人、約6,100世帯(令和4年1月)
過去5年間の人口増加率 △10.7% 高齢化率 44.5%
- ◆農家・農地等の概要(令和3年4月1日現在、2020年農林業センサスによる公表値)
総農家数 1,000戸 農業就業者数 1,784人(うち女性 752人、40代以下 286人)
農地台帳面積 1,824ha ★課題は、少子高齢化等による農業後継者不足

京丹波町農業委員会(組織構成)

- ◆農業委員会委員 19名(任期;令和3年2月11日～令和6年2月10日)
農地部会(10名)・農政部会(9名)・広報部会(兼務6名)
- ◆農地利用最適化推進委員 22名(任期;令和3年2月18日～令和6年2月10日)
丹波地区連絡会(9名)・瑞穂地区連絡会(7名)・和知地区連絡会(6名)
- ◆事務局 3名(事務局長・主任・会計年度任用職員)

京丹波町食のキャラクター
味夢(あじむ)くん



2

事例発表概要

京丹波町農業委員会では、令和3年度非農地判断を12月6日開催の第11回総会において農地部会から上程し承認を得ました。
令和3年度の非農地判断は、7,448筆 2,188,407㎡です。
判断対象地は、今年度農地利用状況調査でB判定の農地に加え、昨年度の荒廃農地調査におけるB判定の農地としました。
本町は、もともと合併当時農地台帳の整理が不完全であったうえ、平成28年施行の農委法の改正による利用状況調査後の非農地判断の年度内実施も遅滞しており、委員会内の意見も様々な現状にありました。

令和3年6月、国から示された農地法の運用を受け、「**非農地判断は、あくまでも現状に即して農地台帳から除外するだけ**」という方向性を事務局から説明(①農地部会②全体説明会)。主旨について委員が認識を共有し、町の共通課題である守るべき農地のための判断を担うという委員各位の熱意が加わり、今回の全筆調査と非農地判断が実現しました。

調査対象となる農地は、31,852筆、19,555,948㎡。農業委員19名、推進委員22名、協力員38名と事務局が連携し、7月7日から8月5日の約1か月間の調査にあたりました。中には、3,500筆、170万㎡を超える面積の担当農地の調査確認に奔走し、結果として1,000筆を超える農地がB判定となった地区もありました。

通知では、委員3人以上で、その場での非農地判断も可能とされていましたが、改選後初めての調査ということ、コロナ禍における説明会や研修会のみでは徹底できないことも想定し、農地利用状況調査について計画した農地部会では、委員への負担を減らすことにも考慮し、**今年度(令和3年度)の非農地は、すべて総会での承認により判断**することを決定しました。

農振農用地区域内の対象農地については、町部局と再度確認・調整を行う中で最終的な判断を行うことも部会で決定し、これについても総会で承認を得ました。

調査を補助する協力員は、農業委員・推進委員が農地確認に同行を希望する地元農家組合長や中山間の役員等を対象に事務局から依頼状を送付、スムーズな確認と連携が図れるよう調整しました。改選年度であった今年は、例年より多い38名(72集落中約半分の地区)の方に協力いただきました。事務局では、事故等が多い昨今に配慮し、急遽、協力員の保険加入を実施しました。

調査結果については、農地部会においても、現状による非農地の多さに驚愕するとともに、**一定整理をすることで『人・農地プラン(京力農場プラン)』に示す守るべき農地の明確化ができた**のではないかと**意見が多数あり、今後の委員活動への足がかりとなりました。**

今回の実施は、本委員会にとって大きな成果ではありますが、やっと1歩が踏み出したという始まりにすぎません。国の指示に沿った利用状況調査や非農地判断の実施は、今後も必須であり、農振農用地との問題、関係各課・機関との調整が必要です。

また、遊休農地の発生防止・解消の根本的な対策に必要な担い手・後継者は、少子高齢化が進む本町にとって常に不足している状況であり、全町的な課題でもあります。課題解消に向けた話し合いを地域で進めるためには、まず現状を整理し、地域農業者と共通の認識を持つことが大切というのが委員共通の意見であり方針でもあります。

参考までに、本会が非農地と判断した後の管理ですが、町の環境保全条例により開発事業を規制する制度があります。

3

農地利用状況調査説明会



- ◆開催日時 令和3年7月6日 午後1時30分から
- ◆開催場所 山村開発センター瑞穂 1階ホール
- ◆対象者 農業委員19名・推進委員22名
★助言者 現地推進役(京都府農業会議)
- ◆主催 農地部会(説明:事務局)

◆配布書類

- ①令和3年度 農地利用状況調査票(担当地区:農地全筆の状況記入票)
- ②農地利用状況調査関係
調査実施要領…調査期間・対象農地・判定及び調査方法・調査結果提出期日等確認と説明
利用状況調査判断基準事例集…町農委作成;写真による事例・調査票等記入例を提示
調査実施報告書…調査月日・調査時間・地区名及び調査員氏名等記入の説明
- ③非農地判断関係
非農地判断の概要…これまでの本委員会の判断実施対応の経過【11頁】を説明
令和3年度実施方針等…判断実施にかかる共通認識の徹底

4

農地利用状況調査

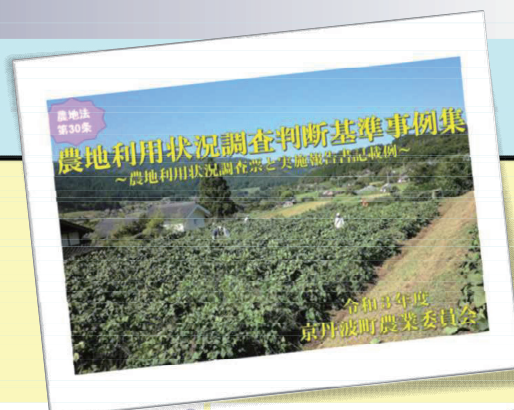
農地利用状況調査

- ◆調査期間 令和3年7月7日から8月5日
- ◆対象農地 31,852筆 19,555,948㎡
- ◆調査員 農業委員19名・推進委員22名
協力員38名

◆事務局対応

【調査準備】

- ①農地部会開催(部会役員と連携)
…調査実施要領(方針・方向性)の確定
非農地判断実施にかかる協議ほか
- ②体制の強化[R3.2月改選後初めての調査]
…農業委員・推進委員の希望を優先し、協力員を依頼(町単費による協力員の保険加入を実施)
- ③説明会資料と調査票(独自新様式)の作成
…委員の負担軽減の手助け(新運用にかかる説明の徹底)
『非農地判断とは農地に該当しない土地の農地台帳からの除外』
説明会の実施(コロナ感染症拡大防止対応)
→間隔がとれる会場の確保(町内施設;ホール)



遊休農地の判断基準

- ◆A分類◆…1号遊休農地…②参照
調査票利用1号以上耕作されておらず、今後も耕作される見込みのないもの＝農地として再生利用可能
- ◆B分類◆…③参照
森林の様相を呈しており復元が著しく困難なものの等＝農地として再生利用困難⇒非農地判断対象地
- ◆2号遊休農地◆…④参照
耕作はされているが利用の程度が著しく劣っているもの、不耕作地と異なる。

A分類 (1号遊休農地)

【調査票A】が写真等により「耕作はされていない(耕作放棄地)の農地」の判定が困難な場合があります。調査票Aに添付した「耕作放棄地判定シート」を参考に、当該農地の耕作放棄の程度や、耕作放棄の経緯等を調査票Aの「備考」欄に記載し、農地として再生利用可能と判断してください。

荒廃している、再生利用が可能な農地。同田状況から再生利用を目指す必要あり(＝一般農地の中央に位置している農地などを指す)

B分類 (非農地判断農地)

【調査票B】が写真等により「耕作はされていない(耕作放棄地)の農地」の判定が困難な場合があります。調査票Bに添付した「耕作放棄地判定シート」を参考に、当該農地の耕作放棄の程度や、耕作放棄の経緯等を調査票Bの「備考」欄に記載し、農地として再生利用可能と判断してください。

既に山林化しており、復元が著しく困難なものの、(国に農地の復元や立地条件を考慮)★既に再生・復元しても周辺の状況から利用の継続が見込めないもの、

令和3年度農地利用状況調査実施要領

調査項目	調査方法	調査期間	調査対象	調査結果
農地利用状況調査	調査票記入	令和3年7月7日～8月5日	全農地	調査票記入
非農地判断	調査票記入	令和3年7月7日～8月5日	全農地	調査票記入
農地利用状況調査	調査票記入	令和3年7月7日～8月5日	全農地	調査票記入
非農地判断	調査票記入	令和3年7月7日～8月5日	全農地	調査票記入

5

5

農地利用状況調査（令和3年度）

記入例

地区名	蒲生・上野
調査員	(農業委員) 京丹波 太郎 (推進委員) 長老 花子
協力員	蒲生野 一郎(蒲生) 上野山 花子(上野)

●「現状」欄には、農地の状態（見在目、周囲への影響等）を記入。

●「判定」欄には、農地の状態（程度）により「A・B・空欄・ー」とA及びBの場合は、該当する現況の番号を記入

A : 1年以上、手が付けられておらず荒れているが、再生利用が可能な農地（遊休農地）

B : 再生利用が困難と見込まれる荒廃農地（非農地判断対象地）

空欄 : 適正に管理されている農地

ー : 上記にあてはまらない農地

現況（遊休もしくは荒廃農地に至る土地の形状等）

1 : 傾斜地 2 : 不整形地 3 : 狭小地 4 : 湿田 5 : 接道なし 6 : 連担困難

7 : その他（現状欄に自由記載すること） 8 : 1から7に該当しない（形状に問題は認められない）

●「草刈」「耕運」「作付」の各欄には、今年度の実施状況を記入。（実施されていれば○印を記入）

★1つでも○がつけば、今回A判定にもB判定にも該当しません。

- ① 京丹波町農業委員会の農地台帳に登録の農地を調査票に転記しています。(担当地区内の搭載農地全筆)
- ② 新たにA判定もしくはB判定の農地は写真撮影し、添付のうえ提出ください。
- ③ 現況欄が宅地となっている場合も現状を確認し記入ください。
- ④ 農振地欄▲印は、今回農振除外予定地(7月20日付除外)です。
- ⑤ 農振地欄◎印は、今回農振編入予定地(7月20日付編入)です。
- ⑥ 昨年度B判定の農地は、調査票に登録していません。

6

【調査期間および 結果まとめ】

…任期期間貸出の農地
地図(担当地区内)で
確認できない箇所の対
応→委員依頼による地
図の拡大印刷及び
法務局公図取得等
の確認調査

…記入方法・確認方法の
相談→地図や持込現地
写真により、判定
等基準について
説明

記入例

農地利用状況調査票(令和3年度)

所在地		所有者等農地情報				昨年度		今年度の状況			判定	現状	
大字	小字	地番	氏名	住所	農地面積	3条	新築 建築	現況	判定	草刈			新運
1	〇〇	〇〇	1	〇〇 〇〇	京丹波町××〇〇番地	◎	○			○	○	○	耕作(適正管理)
2	〇〇	〇〇	2-1	〇〇 〇〇	京丹波町××〇〇番地	▲							A 1 セタガワダイツウが衛生。草刈だけでは 耕起困難だが、再生利用は可能。
3	〇〇	〇〇	5	△△ △△	京丹波町△△〇〇番地				A				B 2 荒廃が進み、集団的に原野化している。 農地として再生困難。
4	〇〇	〇〇	9-乙	□□ □□	京都府亀岡市〇〇町 〇〇×-×	○			B				B 6 すでに森林の様相を呈しており、復元は著 しく困難。
5	〇〇	〇〇	17	×× ××	京丹波町□□〇〇番地	▲			A				— 碎石を入れ、重機で地固めた形跡がある。
6	〇〇	〇〇	32	×× △△	京都府南丹市〇〇町 〇×-×	○			—				A 8 つる性の草が繁殖している。整地すれば 再生利用可能。写真①
7	〇〇	〇〇	45	〇〇 〇〇	京丹波町△△〇〇番地				A	○	○	○	— 数年作付がされている。草刈、新運 (健全管理)はされている。→不作付地 草刈等の管理、作付もされている。→ 解道
8	〇〇	〇〇	33-2	△△ 〇〇	京丹波町××□□番地	○			A	○	○	○	—
9	〇〇	〇〇	68	□□ 〇〇	京都府福知山市〇〇町 〇〇×-×	▲			宅 地				B 7 コンクリートで整地され、車庫(家屋)が建 築されている→無断転用？写真②
10	〇〇	〇〇	77	△△ □□	大阪府枚方市〇〇町 〇×-×		○						— 盛り土中であり、形状変更が完了してい ない(作付欠け)。
11	〇〇	〇〇	102	×× ××	京丹波町□□〇〇番地	○	○			○	○	○	耕作(適正管理)
12	〇〇	〇〇	35	×× △△	京都府南丹市〇〇町 〇×-×				宅 地	○	○	○	宅地とされているが、米稻が作付けられ適正 に管理されている→確認写真③
13	〇〇	〇〇	10	×× ◎×	京丹波町××〇〇番地	◎				○	○	○	耕作(適正管理)
14	〇〇	〇〇	3	×× ◎×	京丹波町××〇〇番地					○	○	○	耕作(適正管理)
15	〇〇	〇〇	7	△△ □□	大阪府枚方市〇〇町 〇×-×		○		A	○	○	○	形状変更を完了し、粟の苗木植栽済み (適正管理)→A解道

【調査日 7/15】

【調査日 7/15】

★昨年度から引続き、A判定の箇所(22箇所)は、事務局で写真撮影を実施

…順次、提出写真の整理(突合)と結果について入力→写真撮影漏れについては、再連絡。

7

調査結果と農地パトロール



◆調査結果

A判定農地 81筆 61,972.81㎡…利用意向調査→中間管理機構連携
B判定農地 5,990筆 1,612,963.41㎡→非農地判断対象地へ
農業委員19名が調査に要した時間 582.5時間(平均31時間/人)…資料1

◆農地パトロール(農地部会)の実施

◎実施日 令和3年9月30日

◎参加者 農地部会委員10名、農地利用最適化推進委員(該当地区担当委員のみ)、事務局

★利用状況調査のまとめとして農地部会で調査後実施。調査結果から候補地(課題箇所)を選定。
今年度選定地→①形状変更農地 ②非農地判断対象地(一団型) ③要判断農地 ④遊休農地



★パトロール後、報告・検討会を開催…情報共有と課題解消に向けた協議を実施

★農振農用地を一団に町の特産物である栗を振興したいと形状変更申請受理地については、今後の良い事例となることを確認

★ドローンによる空撮写真箇所の現地確認…現地航空写真と空撮写真、地区担当委員の目視による判断地(写真は、13頁に掲載)→狭い谷筋の一団で、判断どおり全域が湿田であることを確認

8

令和3年度農地利用状況調査実施状況まとめ

資料1

調査地区	調査員 (人)			農業委員		協力員		対象農地		最終非農地判断農地(B判定)	
	農業委員	推進委員	協力員	調査時間	延日数	調査時間	延日数	筆数	面積 ㎡	筆数	面積 ㎡
口八田	笹 尾										
	中 畑										
	辻 村										
	中 村	1	1	24.5	7.0			1,616	1,140,501	404	89,049
高岡	下 村										
	鎌 倉										
	西 階										
水 戸											
新水戸	1	1		66.0	19.0			1,362	902,543	395	111,699
須 知											
市 森											
上 野	1	1		25.5	13.0			1,192	1,165,142	111	21,009
蒲生野											
曾 根											
院 内	1	1		30.5	7.0			716	665,593	70	39,304
幸 野											
森			1								
塩田谷	1	1	1	31.0	7.0	14.0	4.0	751	771,420	152	48,382
安 井			1								
富 田	1	1		6.0	3.0			1,746	1,546,467	3	663
実 勢											
豊 田	1	1		16.0	6.0			1,458	999,407	181	36,691
上豊田											
下 山	白 土		1								
	尾長野		1			18.5	4.0				
	藤		1								
	知野辺		1	6.5	4.0			1,399	863,046	480	152,551
	黒 瀬										
	駒 前	1									
	下新田										
	上新田										
グリーンハイ											
丹波地区集計	8	9	7	206.0	66.0	32.5	8.0	10,240	8,054,119.0	1,796	499,347.3

◆丹波地区農業委員・農地利用最適化推進委員担当地区農地

9

令和3年度農地利用状況調査実施状況まとめ

資料1

調査地区	調査員 (人)			農業委員		協力員		対象農地		最終非農地判断農地(B判定)	
	農業委員	推進委員	協力員	調査時間	延日数	調査時間	延日数	筆数	面積 m ²	筆数	面積 m ²
中 台	1	1	1	19.0	6.0	9.0	3.0	1,491	1,098,373	77	24,711
橋 爪			1								
和 田			1								
大 朴			1								
井 脇	1	1	1	18.0	8.0	2.0	2.0	1,591	1,001,125	28	5,132
井 尻			1								
八 田			1								
小 野			1								
小 野 長 谷	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
坂 井	1	1	1	62.5	18.0	39.0	13.0	2,037	1,103,514	808	231,978
水 原			1								
上大久保			1								
下大久保			1								
鎌谷下	1	1	1	16.0	3.0	41.0	10.0	1,718	851,894	578	159,935
鎌谷中			1								
鎌谷奥			1								
東 又			1								
保井谷	1	1	—	46.0	6.0	—	—	1,438	853,866	109	30,253
栗 野			—			—	—				
妙楽寺			—			—	—				
三ノ宮			—			—	—				
水 谷	1	1	—	28.0	8.0	—	—	1,439	685,666	490	145,434
質 志			—			—	—				
戸津川			—			—	—				
猪 鼻			—			—	—				
質美	1	1	1	32.0	13.0	18.0	8.0	1,868	932,325	326	86,134
			1								
			1								
			1								
			1								
			1								
瑞穂地区集計	7	7	19	221.5	62.0	109.0	36.0	11,582	6,526,763.0	2,416	683,576.7

◆瑞穂地区農業委員・農地利用最適化推進委員担当地区農地

10

令和3年度農地利用状況調査実施状況まとめ

資料1

調査地区	調査員 (人)			農業委員		協力員		対象農地		最終非農地判断農地(B判定)	
	農業委員	推進委員	協力員	調査時間	延日数	調査時間	延日数	筆数	面積 m ²	筆数	面積 m ²
中 山	1	1	—	12.0	3.0	—	—	1,999	1,199,325	74	11,887
升 谷			—			—	—				
市 場			—			—	—				
大 倉			—			—	—				
篠 原	1	1	—	14.5	5.0	—	—	2,940	1,359,134	144	37,702
大 迫			—			—	—				
長 瀬			—			—	—				
塩 谷			—			—	—				
上乙見		1	—			—	—				
下乙見			—			—	—				
西河内			—			—	—				
下栗野			—			—	—				
細 谷	1	1	—	86.5	29.0	25.0	9.0	3,509	1,700,402	1,006	245,879
上栗野			—								
仏 主			2								
本 庄			1								
坂 原	1	1	1	42.0	8.0	16.0	4.0	1,582	716,205	535	127,712
小 畑			1								
中 角			1								
広 瀬			1								
安栖里	1	1	2	42.0	8.0	16.0	4.0	1,582	716,205	535	127,712
才 原			1								
大 藤			—								
広 野			1								
出 野	1	1	1	42.0	8.0	16.0	4.0	1,582	716,205	535	127,712
稲 次			—								
和知地区集計	4	6	12	155.0	45.0	41.0	13.0	10,030	4,975,066.0	1,759	423,179.5
丹波地区集計(再掲)	8	9	7	206.0	66.0	32.5	8.0	10,240	8,054,119.0	1,796	499,347.3
瑞穂地区集計(再掲)	7	7	19	221.5	62.0	109.0	36.0	11,582	6,526,763.0	2,416	683,576.7
合計(72集落)	19	22	38	582.5	173.0	182.5	57.0	31,852	19,555,948.0	5,971	1,606,103.6
令和2年度B判定農地(非農地判断未実施分)										1,477	582,303.5
令和3年度非農地判断対象地(実施日:令和3年12月6日)										7,448	2,188,407

◆和知地区農業委員・農地利用最適化推進委員担当地区農地と京丹波町全域農地総計

11

非農地判断実施へ



◆経過(背景)

【第1回実施(令和元年度～2年度)】

(1)農地利用状況調査:農地パトロールの実施(農地法30条)令和元年8・9月

(2)非農地判断対象地について農地部会で協議

→①現状把握

◎非農地判断は、法改正後(平成28年度)において利用状況調査後、B判定の農地について速やかに実施することとされたが、京丹波町では令和元年度までで非農地判断を行った実績がない。

◎京丹波町の農地台帳は、現況地目が農地以外のものも多く整備されているとは言えない。

→②協議結果

◎非農地判断については、段階的に取り組まざるを得ないことを確認。(部会の共通認識)

令和元年度実施方針決定[第5期農業委員の任期(～令和3年2月10日)内の実施]

非農地判断対象地→「現況地目が山林原野となっている農地」の確認を重点的に実施

…委員理解の徹底

→農地は現況主義であり、現状に即すべきであること。(法的根拠)

→**京丹波町農業委員会の農地台帳から除外するというだけで**、所有者に実害はない。

★固定資産税は、現況課税であり、山林の場合、見解はほとんど合致するためトラブルは少ないと判断。

→③最終確認と整理

◎第6期農業委員;農地部会へ引き継ぐこと

非農地判断実施(=農地の調査と年度内実施)の必要性。…京力農場プランの実質化
守るべき農地の推進

(3)令和2年7月7日農業委員会総会で承認

令和2年度非農地判断 2,535筆 944,250.90㎡

12

◆令和3年度非農地判断農地 7,448筆 2,188,407㎡

…令和3年度B判定農地+令和2年度B判定農地(一部)

◆実施日 令和3年12月6日 第11回総会承認…京丹波町としては2回目

◆判断後の処理 ①農地台帳からの削除

★農振農用地区域内対象地…担当課と情報共有、補助金・交付金対象地の確認

②税務課・土地改良区[3団体]への通知(情報共有)

→税務課;固定資産関連の参考資料、土地改良区;賦課金関連等の参考資料

③法務局への実施連絡(調整済)

→所有者(=住民)の混乱を避け、負担軽減と事務のスムーズな遂行を第1に調整

★『農地台帳登載なきこと証明』の交付

…非農地判断後の農地は、所有者等の相談に応じ、即日交付が可能なこの証明を発行することにより地目変更手続きの指導を順次行っている。

④次年度実施への準備開始

★台帳整備と地図の更新…現地調査の効率化を目指し、航空写真などの更新

★委員理解の徹底…次年度利用状況調査・非農地判断実施に向けた農業委員・推進委員の連携強化(地区ごとの計画的な取組実施へ)

★協力員調査手当と保険料の確保(予算計上)

★モバイル導入に向け、システム連携費用の確保(予算計上)

完了後つぶやき…困難かと思われた農地調査による非農地判断実施が、会長・職務代理・農地部会をはじめとする委員41名の皆様の協力と理解、事務局員の模索の繰り返しと協力でやっと第1段階を終えることができ感謝しています。

加えて、非農地判断実施後の農地相談が非常にスムーズとなり、申請者の皆様に感謝いただけることは二重の喜びです。判りにくい資料で恐縮ですが、何か参考になりましたら幸いです。

13

(1) 一団農地13筆…利用状況調査で新規B判定

①利用状況調査による判定→3名:地区担当農業委員・推進委員・協力員(農家組合長)

確認資料:航空写真、ドローンによる空撮写真、細目書

②事務局で写真突合作業および確認

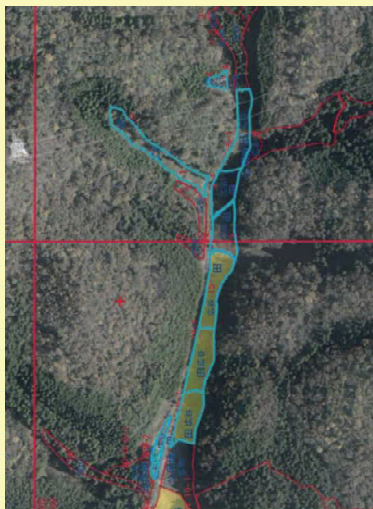
③農地部会で資料確認→パトロール対象地に選定

④農地パトロールで現地確認→14名:会長・農地部会委員・地区担当推進委員・(事務局)

⑤第11回総会における非農地判断承認

实例による
非農地判断ポイント

◆配布位置確認用航空写真



◆ドローンによる空撮写真



- ◎再生利用が困難な農地か(営農継続が可能か)
 - 原野化し農地の様相を呈していない
 - 仮に復元しても周辺の状況から利用の継続が見込めない
 - ・谷筋に位置しており、日照時間等の条件も悪く集団的に荒廃が進み原野化している
 - ・獣害が深刻で営農条件が悪い
 - ・湿田(通常機械での稲作が困難)
- ◎農振農用地でないこと
 - 中山間や多目的等の他の補助金や交付金の該当地でないこと
 - 町の方針や区として守るべき農地になっていないこと
- ◎周辺に(影響を及ぼす)優良農地がないこと

14

(2) 利用状況調査で新規B判定

①利用状況調査による判定→4名:地区担当農業委員(1)・推進委員(2)・協力員(農家組合長:1)

確認資料:航空写真、細目書

②事務局で写真突合および確認

③農地部会における確認

④第11回総会における非農地判断承認

◆委員撮影による現地写真

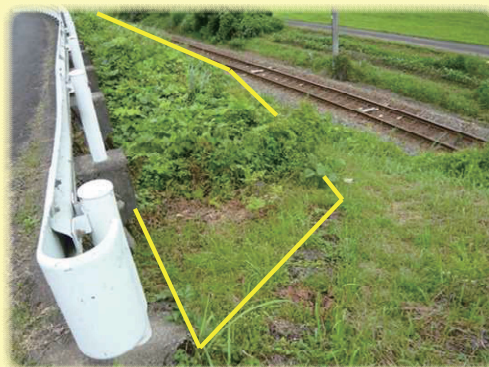
A-1



★山際に位置した傾斜地で農地の様相を呈していない

- ◎再生利用が困難な農地か(営農継続が可能か)
 - 雑木やカズラが繁茂し、踏み込むと表土も固い
- ◎農振農用地でないこと
 - 町の方針や区として守るべき農地になっていない
- ◎周辺に農地はなく接道もない

A-2



★町道と線路に挟まれた法面で町道ができる際の残地

- ◎再生利用が困難な農地か(営農継続が可能か)
 - 狭小な傾斜地で、水利もなく生産性がない
- ◎農振農用地でないこと
 - 町の方針や区として守るべき農地になっていない
- ◎隣接に(影響を及ぼす)農地はない

15

◆委員撮影による現地写真

A-3



★高台に位置し、すでに山林化している

- ◎再生利用が困難な農地か(営農に適さない)
- 山際に位置した傾斜地で農地の様相を呈していない
- 雑木や笹が繁茂し、踏み込むと表土も固い
- 水利や進入路もなく、簡単に重機でも復元しない
- ◎農振農用地でないこと
- 町の方針や区として守るべき農地になっていない
- ◎周辺に農地はない

A-4



★周辺も山林であり、すでに山林化している

- ◎再生利用が困難な農地か(営農に適さない)
- 山中に位置する傾斜地で農地の様相を呈していない
- 獣が通った痕跡がある、地元でも農地という認識なし
- 水利や進入路もなく、簡単に重機でも復元しない
- ◎農振農用地でないこと
- 町の方針や区として守るべき農地になっていない
- ◎周辺に農地はない

16

◆委員撮影による現地写真

A-5



★獣害柵の外側に位置する山際の傾斜地

- ◎再生利用が困難な農地か(営農に適さない)
- 山際に位置した傾斜地で農地の様相を呈していない
- 雑木や雑草が繁茂している
- 水利や進入路もなく、重機等が簡単に入れない
- ◎農振農用地でないこと
- 町の方針や区として守るべき農地になっていない
- ◎周辺に農地はない

A-6



★町道に面した山林のすそ野、傾斜地で起伏がある

- ◎再生利用が困難な農地か(営農に適さない)
- 山際に位置した傾斜地で農地の様相を呈していない
- 道沿いのため、草刈りはしてあるが傾斜地でごつごつした岩場もあり簡単に農地には復元しない
- ◎農振農用地でないこと
- 町の方針や区として守るべき農地になっていない
- ◎周辺に農地はない

17

「農地法の運用について」の制定について（抄）

制定 平成21年12月11日21経営第4530号・21農振第1598号
最終改正 令和3年6月14日3経営第822号・3農振第712号

別添 農地法の運用について（抜粋）

第3 遊休農地に関する措置

1 法第30条第1項関係

法第30条第1項に規定する利用状況調査は、次に掲げる事項に留意されたい。

(3) 遊休農地の判定等

利用状況調査による遊休農地の判定等に当たっては、以下に留意すること。

ウ 再生利用が困難な農地

利用状況調査の結果、既に森林の様相を呈する等農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地（荒廃農地調査要領7の②に規定する「B分類（再生利用が困難と見込まれる荒廃農地）」と同義である。）があった場合は、調査後直ちに、第4の(4)の規定に基づいて「農地」に該当しない旨判断を行うこと。

第4 遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについて

(3) 農業委員会は、農地に該当するか否かの判断を行う場合は、次に掲げる手続により行うこと。

ア 法第30条の利用状況調査等を踏まえ、(4)の基準に従って対象地が農地に該当するか否かについて判断を行うこと。

イ 対象地が法第4条第1項若しくは第5条第1項の規定に違反すると認められる場合又は法第4条第1項若しくは第5条第1項の許可に付された条件に違反すると認められる場合は、農地に該当するか否かの判断を行わないものとする。

ウ アにより、対象地が農地に該当しない旨の判断をした場合は、対象地の所有者等及び都道府県、市町村、法務局等の関係機関に対してその旨を通知する（所在が分からない所有者等に対してはこの限りではない。）とともに、対象地について、農地台帳の整理等を行うこと。

(4) 農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地に該当しないものとし、これ以外のものは農地に該当するものとする。

ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合

イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合



JR山陰線と町道
地判断（研修動画）



職員研

非農

2022年（令和4年）3月25日付 全国農業新聞

.....
農地利用状況調査（非農地判断）資料集

2022 年（令和 4 年）3 月 発行

企 画 京都府農業委員会等職員研究会

制 作 京丹波町農業委員会事務局

編集発行 一般社団法人京都府農業会議
.....